

2014年7月15日

各位

会社名 株式会社 エー・ディー・ワークス
代表者名 代表取締役社長 最高経営責任者 CEO 田中 秀夫
(JASDAQ・コード3250)
問合せ先 常務取締役 最高財務責任者 CFO 細谷 佳津年
電話番号 03-4500-4208

信託を用いた役員株式報酬制度の導入（確定）に関するお知らせ

当社は、2014年5月22日開催の取締役会および2014年6月24日開催の第88期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、信託を用いた新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。本日2014年7月15日付の取締役会において、本制度の信託契約日および信託の期間、制度開始日、信託金の金額、株式の取得時期につき正式に決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の概要

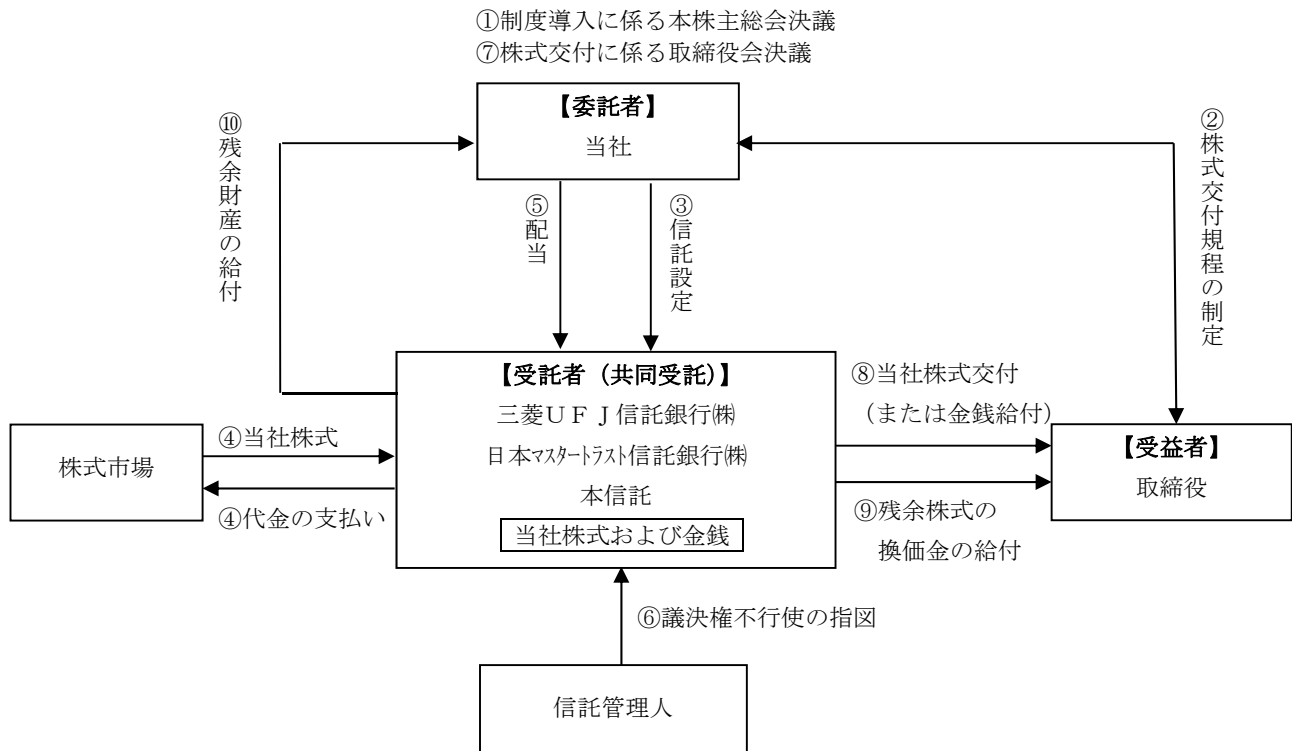
【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2014年7月16日 |
| ⑧信託の期間 | 2014年7月16日～2019年5月31日 |
| ⑨制度開始日 | 2014年7月16日、2015年4月から当社株式の交付を開始 |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の金額 | 310,128,000円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 2014年7月17日～2014年9月22日 |
| ⑭株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が受託者となり信託関連事務を行います。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。 |

2. 本制度の仕組み



- ①当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ②当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当の分配は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦2014年から2018年までの毎年6月に、取締役会において、取締役に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議します。
- ⑧信託期間中の毎年4月に、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、⑦の取締役会において決議した金額を基礎として算定された株数の当社株式が交付されます。
- ⑨信託終了時に残余株式が生じた場合、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭が取締役に給付されます。
- ⑩本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属します。

以 上